

施設配置等計画編
第2章 河川施設配置計画
第2-1章 河道並びに河川構造物
第5節 堰、水門、樋門

目次

第5節	堰、水門、樋門	1
5. 1	設置の基本	1
5. 2	堰の湛水位	1
5. 3	堰の魚道	1

平成31年3月 版

第2章 河川施設配置計画

第 2-1 章 河道並びに河川構造物

第5節 堰、水門、樋門

5. 1 設置の基本

<標準>

堰等の設置位置は、河道計画やその設置目的に応じて選定し、治水・利水・環境面を総合的に勘案し、河道の湾曲部や河道断面の狭小な箇所、河状の不安定な箇所等はできるだけ避けるものとする。また、これらは極力統合に努め、設置箇所数を少なくするものとし、個々の施設配置計画にあたっては、点検・整備・補修スペースの確保等、維持管理面に配慮するものとする。

5. 2 堰の湛水位

<標準>

堰の計画湛水位は、原則として高水敷高より 50cm 以上低くするとともに、堤内地盤高以下とする。

ただし、盛土等適切な措置を講じた場合にはこの限りではない。

5. 3 堰の魚道

<標準>

堰の建設により遡上・降下する魚類等への影響が懸念される場合には、魚道を設置するものとする。